

ABケイマン・トラスト -
**グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・
ファンド（外貨建）**

米ドル建－米ドルクラス
米ドル建－ブラジルリアルクラス
豪ドル建－豪ドルクラス
豪ドル建－ブラジルリアルクラス

ケイマン籍オープンエンド契約型公募外国投資信託／追加型

運用報告書
(全体版)

作成対象期間

第 5 期

(2015年10月 1 日～2016年 9 月30日)

管理会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

代行協会員

アライアンス・バーンスタイン株式会社

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ABケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第5期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン籍オープンエンド契約型公募外国投資信託／追加型	
信託期間	ファンドは、平成30年9月30日に終了する予定です。 ただし、管理会社が、受託会社と協議の上、受益者の利益のためと判断した場合には、事前にファンドを終了させることがあり、また償還日を延期することがあります。	
運用方針	ファンドの目的は、ABケイマン・マスター・トラストグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）に対する投資を通じ、世界の様々な業種の株式を主要投資対象として分散投資を行い、配当収益の最大化と長期的な値上り益を追求することです。	
主要投資対象	ファンド	ABケイマン・マスター・トラストグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド
	投資対象ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆投資対象ファンドは、高い配当利回りが期待でき、かつ長期の収益力に対して株価が割安に放置されている銘柄を発掘し、投資を行います。 ◆投資対象ファンドは、主に先進国市場を所在地とする発行体の証券に投資を行います。新興国市場を所在地とする発行体の証券にも投資を行います。 ◆投資対象ファンドは、主に普通株式に投資を行います。優先株式、ワラントおよび転換証券（スポンサー付きまたはスポンサーなしのADR（米国預託証券）およびGDR（グローバル預託証券）またはこれらに相当する証券を含みますが、これらに限られません。）にも投資する場合があります。 ◆投資対象ファンドは、主として世界の株式に投資を行います。これらの株式は米ドル建またはその他の現地通貨建です。原則として、投資対象ファンド内の米ドル建ではない資産については、為替取引（当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買い）を行います。なお、米ドル建ではない資産には、預託証券等の商品に内在する通貨エクスポージャーも含まれます。
ファンドの運用方法	<p>世界の好配当株式を実質的な投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ファンドは、資産の大部分をケイマン籍の契約型外国籍投資信託である投資対象ファンドに投資します。 ◆ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じ、世界の様々な業種の株式を主要投資対象として分散投資を行い、配当収益の最大化と長期的な値上り益を追求します。 ◆投資対象ファンドは、高い配当利回りが期待でき、かつ長期の収益力に対して株価が割安に放置されている銘柄を発掘し、投資を行います。 <p>好配当株式とは…</p> <p>本書では、高い配当利回り（1株当たり年間配当金／株価）が期待でき、株価が割安で将来の値上り益が期待できる株式を「好配当株式」といいます。</p>	

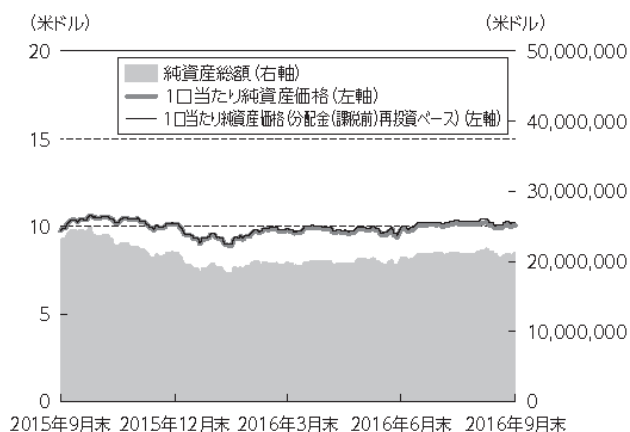
<p>主な投資制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆投資対象ファンドの総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、投資対象ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 ◆投資信託証券（上場不動産投資信託証券（REIT）および上場投資信託証券（ETF）を除きます。）への投資割合は、投資対象ファンドの純資産総額の5%以下とします。 ◆借入総額が投資対象ファンドの純資産総額の10%を超えることになる借入れは禁止されています。ただし、合併等の非常事態または緊急事態の場合には一時的に10%の制限を超過することができます。 ◆管理会社が運用を行う投資ファンドの全体において、1発行企業の発行する株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）の議決権の総数の50%を超えて、当該会社の株式の取得を行いません。 ◆流動性の低い資産への投資は、純資産総額の15%以下とします。15%を超えて投資する場合には、私募証券、非上場証券、およびその他流動性に欠ける資産への投資につき、価格決定の透明性を確保する適切な方法が採られている場合に限ります。
<p>分配方針</p>	<p>原則、毎月15日（15日がファンド営業日ではない場合には、その翌ファンド営業日）を分配基準日として、分配を宣言します。</p> <p>分配は、販売取扱会社を通じて投資者に対して、分配基準日（同日を含みます。）から起算して原則として9ファンド営業日目以内に支払われます。</p>

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<米ドル建－米ドルクラス>



第4期末の1口当たり純資産価格：	9.75米ドル
第5期末の1口当たり純資産価格：	10.04米ドル (分配金額：0.180米ドル)
騰落率：	4.88%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

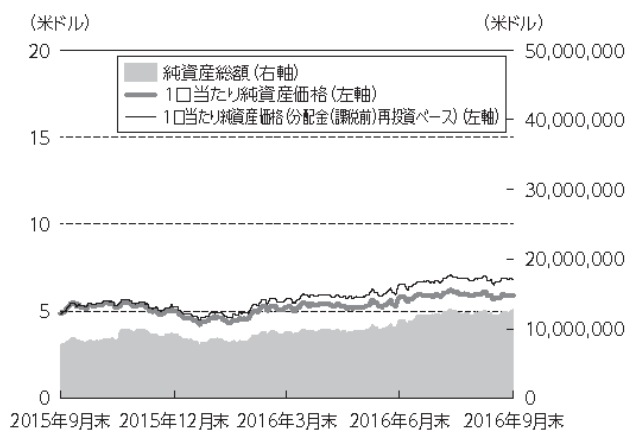
上昇要因

- ・金融セクターや情報技術セクターなどの保有銘柄の上昇
- ・株式からの配当収入

下落要因

- ・一般消費財・サービス・セクターや公益セクターなどの保有銘柄の下落

<米ドル建－ブラジルリアルクラス>



第4期末の1口当たり純資産価格：	4.88米ドル
第5期末の1口当たり純資産価格：	5.91米ドル (分配金額：0.779米ドル)
騰落率：	40.51%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

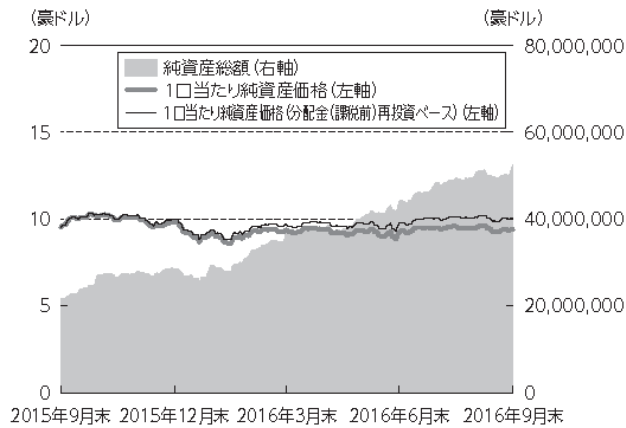
上昇要因

- ・金融セクターや情報技術セクターなどの保有銘柄の上昇
- ・株式からの配当収入
- ・為替取引によるプレミアム
- ・ブラジルリアルの対ドルでの上昇

下落要因

- ・一般消費財・サービス・セクターや公益セクターなどの保有銘柄の下落

<豪ドル建－豪ドルクラス>



第4期末の1口当たり純資産価格：
9.52豪ドル
第5期末の1口当たり純資産価格：
9.38豪ドル (分配金額：0.624豪ドル)
騰落率：
5.30%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

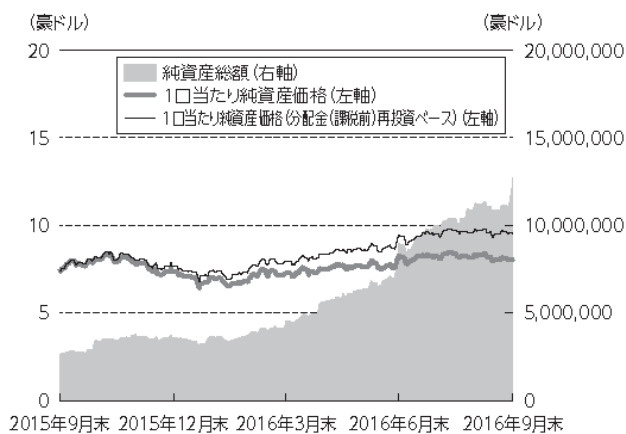
上昇要因

- ・金融セクターや情報技術セクターなどの保有銘柄の上昇
- ・為替取引によるプレミアム
- ・株式からの配当収入

下落要因

- ・一般消費財・サービス・セクターや公益セクターなどの保有銘柄の下落

<豪ドル建－ブラジルリアルクラス>



第4期末の1口当たり純資産価格：
7.42豪ドル
第5期末の1口当たり純資産価格：
8.03豪ドル (分配金額：1.296豪ドル)
騰落率：
28.49%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因

- ・金融セクターや情報技術セクターなどの保有銘柄の上昇
- ・株式からの配当収入
- ・為替取引によるプレミアム
- ・ブラジルリアルの対豪ドルでの上昇

下落要因

- ・一般消費財・サービス・セクターや公益セクターなどの保有銘柄の下落

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。端数調整方法の違いにより、月次報告書に記載の騰落率とは異なる場合があります。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の1口当たり分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注4) 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)は、第4期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■分配金について

当期（2015年10月1日～2016年9月30日）の1口当たり分配金（課税前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドル建－米ドルクラス>

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 ^(注1) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2015年10月16日	10.38	0.015 (0.144%)	0.24
2015年11月17日	10.31	0.015 (0.145%)	-0.06
2015年12月16日	10.01	0.015 (0.150%)	-0.29
2016年1月19日	9.24	0.015 (0.162%)	-0.76
2016年2月17日	9.29	0.015 (0.161%)	0.07
2016年3月16日	9.79	0.015 (0.153%)	0.52
2016年4月18日	9.87	0.015 (0.152%)	0.10
2016年5月17日	9.65	0.015 (0.155%)	-0.21
2016年6月16日	9.48	0.015 (0.158%)	-0.16
2016年7月19日	10.04	0.015 (0.149%)	0.58
2016年8月16日	10.11	0.015 (0.148%)	0.09
2016年9月16日	9.88	0.015 (0.152%)	-0.22

(注1) 「1口当たり分配金額」には分配落日における1口当たりの分配金額を記載しています。

(注2) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率 (%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注3) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注4) 2015年10月16日の直前の分配落日（2015年9月16日）における1口当たり純資産価格は、10.16米ドルでした。

<米ドル建—ブラジルリアルクラス>

(金額：米ドル)

分配落日	1口当たり 純資産価格	1口当たり分配金額 ^(注1) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2015年10月16日	5.23	0.108 (2.023%)	0.07
2015年11月17日	5.28	0.061 (1.142%)	0.11
2015年12月16日	5.02	0.061 (1.201%)	-0.20
2016年1月19日	4.42	0.061 (1.361%)	-0.54
2016年2月17日	4.52	0.061 (1.332%)	0.16
2016年3月16日	5.05	0.061 (1.194%)	0.59
2016年4月18日	5.27	0.061 (1.144%)	0.28
2016年5月17日	5.30	0.061 (1.138%)	0.09
2016年6月16日	5.23	0.061 (1.153%)	-0.01
2016年7月19日	5.88	0.061 (1.027%)	0.71
2016年8月16日	6.04	0.061 (1.000%)	0.22
2016年9月16日	5.76	0.061 (1.048%)	-0.22

(注) 2015年10月16日の直前の分配落日(2015年9月16日)における1口当たり純資産価格は、5.27米ドルでした。

<豪ドル建－豪ドルクラス>

(金額：豪ドル)

分配落日	1口当たり 純資産価格	1口当たり分配金額 ^(注1) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2015年10月16日	10.08	0.052 (0.513%)	0.22
2015年11月17日	9.98	0.052 (0.518%)	-0.05
2015年12月16日	9.68	0.052 (0.534%)	-0.25
2016年1月19日	8.89	0.052 (0.582%)	-0.74
2016年2月17日	8.91	0.052 (0.580%)	0.07
2016年3月16日	9.35	0.052 (0.553%)	0.49
2016年4月18日	9.40	0.052 (0.550%)	0.10
2016年5月17日	9.15	0.052 (0.565%)	-0.20
2016年6月16日	8.96	0.052 (0.577%)	-0.14
2016年7月19日	9.45	0.052 (0.547%)	0.54
2016年8月16日	9.49	0.052 (0.545%)	0.09
2016年9月16日	9.23	0.052 (0.560%)	-0.21

(注) 2015年10月16日の直前の分配落日(2015年9月16日)における1口当たり純資産価格は、9.91豪ドルでした。

<豪ドル建—ブラジルリアルクラス>

(金額：豪ドル)

分配落日	1口当たり 純資産価格	1口当たり分配金額 ^(注1) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2015年10月16日	7.73	0.108 (1.378%)	0.04
2015年11月17日	7.96	0.108 (1.339%)	0.34
2015年12月16日	7.42	0.108 (1.435%)	-0.43
2016年1月19日	6.81	0.108 (1.561%)	-0.50
2016年2月17日	6.69	0.108 (1.589%)	-0.01
2016年3月16日	7.07	0.108 (1.505%)	0.49
2016年4月18日	7.17	0.108 (1.484%)	0.21
2016年5月17日	7.61	0.108 (1.399%)	0.55
2016年6月16日	7.46	0.108 (1.427%)	-0.04
2016年7月19日	8.22	0.108 (1.297%)	0.87
2016年8月16日	8.21	0.108 (1.298%)	0.10
2016年9月16日	8.02	0.108 (1.329%)	-0.08

(注) 2015年10月16日の直前の分配落日(2015年9月16日)における1口当たり純資産価格は、7.80豪ドルでした。

■投資環境について

2016年9月30日までの12ヵ月間におけるグローバル金融市場では、不安定な動きが続きました。中央銀行の金融政策や原油価格の変動などがパフォーマンスを左右する大きな要因となりました。

グローバル株式市場は上昇しました。

期初から2015年12月にかけては、米連邦準備理事会（F R B）が早期利上げを見送るとの見方や良好な企業決算、中国の追加利下げなどを背景に上昇したものの、2016年1月には、中国株式市場の下落や軟調な原油価格を背景に世界経済の減速懸念が再び強まったほか、欧州の銀行の収益悪化懸念などを受けて大幅に下落しました。2月中旬以降は原油価格が上昇に転じたほか、欧州銀行株が持ち直したことから反発し、その後も良好な経済指標や企業決算により米国経済への楽観的見方が広がったことなどから株価は上昇基調を維持しました。6月下旬にはイギリスの欧州連合（E U）離脱が決定したことを受けて大幅に調整しましたが、7月以降は世界的な景況感の改善などを受けて上昇しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じ、世界の様々な業種の株式を主要投資対象として分散投資を行い、配当収益の最大化と長期的な値上がり益を追求します。投資対象ファンドでは、高い配当利回りが期待でき、かつ長期の収益力に対して株価が割安に放置されている銘柄を発掘し、投資を行います。

その結果、セクター配分においては、金融セクター、一般消費財・サービス・セクター、情報技術セクター等が上位となりました。国別配分においては、米国、イギリス、フランス等が上位となりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 ③ 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

株式市場における投資家心理は改善しつつあり、一部の高リスク銘柄がディフェンシブ銘柄をアウトパフォームし始めています。しかし、この動きは依然として脆弱で、F R Bの政策に関する思惑などに対して極めて敏感です。

経済成長が低水準にとどまる中、世界各地の幅広い産業にわたり、多くの企業が利益成長の伸び悩みに直面しています。このような市場環境下、ファンドでは、引き続き景気循環に対し全般的にニュートラルなアプローチを採っています。金融セクター、エネルギー・セクターおよび電気通信サービス・セクターをオーバーウェイトとする一方、その他の景気敏感セクターをアンダーウェイトとしています。また、米国をアンダーウェイトとし、欧州をオーバーウェイトとしているのは、両市場間の大幅なバリュエーション格差や、米国銘柄の配当が総じて低めであることを反映しています。

ファンドでは、リサーチに基づき、短期的な逆風に耐えて長期的に高いリターンをもたらすと高い確信が持てる銘柄、すなわち割安で配当利回りの高い銘柄の発掘に注力しています。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理会社報酬	<管理会社として提供するサービス> 純資産総額の年率0.01% <投資運用会社として提供するサービス> 純資産総額の年率0.19%	ファンド資産の管理運用業務、受益証券の発行業務、ファンドの投資運用業務
受託会社報酬	年間10,000米ドル	ファンドの受託業務
販売会社報酬	純資産総額の年率0.60%	ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表等ファンドの代行協会員業務
その他の費用（当期）	0.19%	専門家報酬（弁護士費用および会計士費用）、管理事務代行会社報酬等

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用（当期）」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、投資対象ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第5会計年度中の各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

(米ドル建－米ドルクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2012年9月30日)	7,519,566	855,801,806	10.45	1,189
第2会計年度末 (2013年9月30日)	24,508,869	2,789,354,381	10.51	1,196
第3会計年度末 (2014年9月30日)	30,793,468	3,504,604,593	10.24	1,165
第4会計年度末 (2015年9月30日)	23,059,262	2,624,374,608	9.75	1,110
第5会計年度末 (2016年9月30日)	21,292,285	2,423,274,956	10.04	1,143
2015年10月末日	23,594,999	2,685,346,836	10.46	1,190
11月末日	21,970,044	2,500,410,708	10.38	1,181
12月末日	21,270,012	2,420,740,066	10.11	1,151
2016年1月末日	19,746,547	2,247,354,514	9.53	1,085
2月末日	19,389,504	2,206,719,450	9.40	1,070
3月末日	19,879,888	2,262,530,053	9.78	1,113
4月末日	20,053,676	2,282,308,866	9.85	1,121
5月末日	20,474,126	2,330,160,280	9.85	1,121
6月末日	20,538,575	2,337,495,221	9.80	1,115
7月末日	21,361,699	2,431,174,963	10.08	1,147
8月末日	21,497,032	2,446,577,212	10.12	1,152
9月末日	21,292,285	2,423,274,956	10.04	1,143

(注) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成29年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=113.81円および1豪ドル=86.10円）によります。以下同じです。

(米ドル建—ブラジルリアルクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2012年9月30日)	25,694,281	2,924,266,121	10.20	1,161
第2会計年度末 (2013年9月30日)	20,248,871	2,304,524,009	9.46	1,077
第3会計年度末 (2014年9月30日)	15,656,336	1,781,847,600	8.84	1,006
第4会計年度末 (2015年9月30日)	7,708,771	877,335,228	4.88	555
第5会計年度末 (2016年9月30日)	12,732,300	1,449,063,063	5.91	673
2015年10月末日	8,303,808	945,056,388	5.33	607
11月末日	9,727,473	1,107,083,702	5.26	599
12月末日	9,165,376	1,043,111,443	5.01	570
2016年1月末日	8,568,451	975,175,408	4.64	528
2月末日	8,268,637	941,053,577	4.55	518
3月末日	9,597,284	1,092,266,892	5.26	599
4月末日	9,907,901	1,127,618,213	5.42	617
5月末日	9,757,325	1,110,481,158	5.24	596
6月末日	11,307,787	1,286,939,238	5.85	666
7月末日	12,183,094	1,386,557,928	5.95	677
8月末日	12,415,148	1,412,967,994	6.00	683
9月末日	12,732,300	1,449,063,063	5.91	673

(豪ドル建－豪ドルクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2012年9月30日)	2,869,006	247,021,417	10.47	901
第2会計年度末 (2013年9月30日)	11,498,702	990,038,242	10.53	907
第3会計年度末 (2014年9月30日)	22,896,304	1,971,371,774	10.24	882
第4会計年度末 (2015年9月30日)	21,501,696	1,851,296,026	9.52	820
第5会計年度末 (2016年9月30日)	52,708,377	4,538,191,260	9.38	808
2015年10月末日	27,024,097	2,326,774,752	10.17	876
11月末日	27,733,959	2,387,893,870	10.06	866
12月末日	28,556,396	2,458,705,696	9.79	843
2016年1月末日	29,153,385	2,510,106,449	9.18	790
2月末日	31,402,633	2,703,766,701	9.02	777
3月末日	36,647,369	3,155,338,471	9.35	805
4月末日	37,791,829	3,253,876,477	9.39	808
5月末日	40,539,697	3,490,467,912	9.34	804
6月末日	43,950,724	3,784,157,336	9.26	797
7月末日	48,238,121	4,153,302,218	9.50	818
8月末日	50,711,201	4,366,234,406	9.50	818
9月末日	52,708,377	4,538,191,260	9.38	808

(豪ドル建—ブラジルリアルクラス受益証券)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2012年9月30日)	3,832,411	329,970,587	9.42	811
第2会計年度末 (2013年9月30日)	3,301,200	284,233,320	10.20	878
第3会計年度末 (2014年9月30日)	4,839,839	416,710,138	10.30	887
第4会計年度末 (2015年9月30日)	2,633,849	226,774,399	7.42	639
第5会計年度末 (2016年9月30日)	12,625,328	1,087,040,741	8.03	691
2015年10月末日	3,396,928	292,475,501	8.03	691
11月末日	3,794,376	326,695,774	7.79	671
12月末日	3,601,742	310,109,986	7.33	631
2016年1月末日	3,632,555	312,762,986	6.99	602
2月末日	3,690,434	317,746,367	6.77	583
3月末日	4,496,157	387,119,118	7.26	625
4月末日	5,595,677	481,787,790	7.50	646
5月末日	6,335,712	545,504,803	7.63	657
6月末日	8,953,288	770,878,097	8.25	710
7月末日	10,008,061	861,694,052	8.21	707
8月末日	11,267,064	970,094,210	8.35	719
9月末日	12,625,328	1,087,040,741	8.03	691

(2) 分配の推移

下記会計年度および第5会計年度中の各月の分配の推移は、以下のとおりです。

(米ドル建-米ドルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2011年9月30日～2012年9月30日)	1.260	143
第2会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	1.620	184
第3会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	1.175	134
第4会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	0.180	20
第5会計年度末 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.180	20
2015年10月	0.015	2
11月	0.015	2
12月	0.015	2
2016年1月	0.015	2
2月	0.015	2
3月	0.015	2
4月	0.015	2
5月	0.015	2
6月	0.015	2
7月	0.015	2
8月	0.015	2
9月	0.015	2

(米ドル建—ブラジルリアルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2011年9月30日～2012年9月30日)	1.188	135
第2会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	1.848	210
第3会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	1.296	147
第4会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	1.296	147
第5会計年度末 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.779	89
2015年10月	0.108	12
11月	0.061	7
12月	0.061	7
2016年1月	0.061	7
2月	0.061	7
3月	0.061	7
4月	0.061	7
5月	0.061	7
6月	0.061	7
7月	0.061	7
8月	0.061	7
9月	0.061	7

(豪ドル建-豪ドルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2011年9月30日～2012年9月30日)	1.480	127
第2会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	1.870	161
第3会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	1.402	121
第4会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	0.624	54
第5会計年度末 (2015年10月1日～2016年9月30日)	0.624	54
2015年10月	0.052	4
11月	0.052	4
12月	0.052	4
2016年1月	0.052	4
2月	0.052	4
3月	0.052	4
4月	0.052	4
5月	0.052	4
6月	0.052	4
7月	0.052	4
8月	0.052	4
9月	0.052	4

(豪ドル建—ブラジルリアルクラス受益証券)

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2011年9月30日～2012年9月30日)	1.188	102
第2会計年度 (2012年10月1日～2013年9月30日)	1.296	112
第3会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	1.296	112
第4会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	1.296	112
第5会計年度末 (2015年10月1日～2016年9月30日)	1.296	112
2015年10月	0.108	9
11月	0.108	9
12月	0.108	9
2016年1月	0.108	9
2月	0.108	9
3月	0.108	9
4月	0.108	9
5月	0.108	9
6月	0.108	9
7月	0.108	9
8月	0.108	9
9月	0.108	9

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりです。

(米ドル建—米ドルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年9月30日～ 2012年9月30日)	1,816,790 (1,816,790)	1,097,380 (1,097,380)	719,410 (719,410)
第2会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	2,429,300 (2,429,300)	817,200 (817,200)	2,331,510 (2,331,510)
第3会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	2,165,080 (2,165,080)	1,488,810 (1,488,810)	3,007,780 (3,007,780)
第4会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	1,133,980 (1,133,980)	1,777,870 (1,777,870)	2,363,890 (2,363,890)
第5会計年度末 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	579,900 (579,900)	822,790 (822,790)	2,121,000 (2,121,000)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(米ドル建—ブラジルリアルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年9月30日～ 2012年9月30日)	7,309,010 (7,309,010)	4,789,820 (4,789,820)	2,519,190 (2,519,190)
第2会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	1,549,930 (1,549,930)	1,928,500 (1,928,500)	2,140,620 (2,140,620)
第3会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	915,230 (915,230)	1,285,710 (1,285,710)	1,770,140 (1,770,140)
第4会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	249,950 (249,950)	440,740 (440,740)	1,579,350 (1,579,350)
第5会計年度末 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	844,790 (844,790)	268,690 (268,690)	2,155,450 (2,155,450)

(豪ドル建－豪ドルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年9月30日～ 2012年9月30日)	986,020 (986,020)	711,920 (711,920)	274,100 (274,100)
第2会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	2,005,610 (2,005,610)	1,187,300 (1,187,300)	1,092,410 (1,092,410)
第3会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	1,792,420 (1,792,420)	648,490 (648,490)	2,236,340 (2,236,340)
第4会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	1,149,880 (1,149,880)	1,126,640 (1,126,640)	2,259,580 (2,259,580)
第5会計年度末 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	4,160,720 (4,160,720)	801,070 (801,070)	5,619,230 (5,619,230)

(豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2011年9月30日～ 2012年9月30日)	982,950 (982,950)	576,040 (576,040)	406,910 (406,910)
第2会計年度 (2012年10月1日～ 2013年9月30日)	289,740 (289,740)	373,080 (373,080)	323,570 (323,570)
第3会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	311,170 (311,170)	165,000 (165,000)	469,740 (469,740)
第4会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	78,080 (78,080)	192,730 (192,730)	355,090 (355,090)
第5会計年度末 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	1,294,930 (1,294,930)	77,750 (77,750)	1,572,270 (1,572,270)

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国における法令および米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルおよび豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、平成29年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=113.81円および1豪ドル=86.10円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。したがって、合計数値が一致しない場合があります。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）の受託会社としての立場に限定したインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、添付のグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）（ABケイマン・トラストのシリーズトラスト）の財務書類、すなわち、2016年9月30日現在の資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）の2016年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2016年12月22日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。



Report of Independent Auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global High Income Equity Fund (Non JPY Currency)

We have audited the accompanying financial statements of Global High Income Equity Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund"), a series trust of AB Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2016, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Global High Income Equity Fund (Non JPY Currency) at September 30, 2016, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

December 22, 2016

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

① 貸借対照表

ABケイマン・トラストーグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）

資産負債計算書

2016年9月30日現在

	米ドル	千円
資産		
ABケイマン・マスター・トラストーグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンドへの投資、評価額（取得原価：68,718,061米ドル（7,820,803千円））	83,898,658	9,548,506
外国通貨、評価額（取得原価：3,567米ドル（406千円））	3,561	405
受益証券販売未収金	2,931,294	333,611
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	663,600	75,524
ヘッジクラス受益証券の先渡外国為替契約に係る決済未収金	315,565	35,914
資産合計	87,812,678	9,993,961
負債		
投資有価証券購入未払金	3,150,854	358,599
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	292,243	33,260
未払販売報酬	122,416	13,932
受益証券買戻未払金	96,489	10,981
未払投資運用報酬	12,491	1,422
未払代行協会員報酬	3,288	374
未払管理会社報酬	657	75
保管会社に対する債務	422	48
未払費用およびその他の負債	85,273	9,705
負債合計	3,764,133	428,396
純資産	84,048,545	9,565,565

クラス	純資産		受益証券残高 (口)	純資産価額	
	(米ドル)	(千円)		(米ドル)	(円)
豪ドル建－豪ドル	40,356,709	4,592,997	5,619,230	7.18	817
豪ドル建－ブラジル リアル	9,667,251	1,100,230	1,572,270	6.15	700
米ドル建－ブラジル リアル	12,732,300	1,449,063	2,155,450	5.91	673
米ドル建－米ドル	21,292,285	2,423,275	2,121,000	10.04	1,143

クラス	表示通貨の純資産価額		
	(表示通貨)	(円)	
豪ドル建－豪ドル	豪ドル	9.38	808
豪ドル建－ブラジル リアル	豪ドル	8.03	691
米ドル建－ブラジル リアル	米ドル	5.91	673
米ドル建－米ドル	米ドル	10.04	1,143

財務書類に対する注記を参照。

② 損益計算書

ABケイマン・トラストグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）

損益計算書

2016年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
投資対象ファンドからの配当金収入の分配	1,022,262	116,344
	1,022,262	116,344
費用		
投資運用報酬	117,094	13,326
管理会社報酬	6,163	701
販売報酬	369,771	42,084
名義書換事務代行報酬	38,806	4,417
代行協会員報酬	30,814	3,507
管理事務代行報酬	26,242	2,987
専門家報酬	25,798	2,936
印刷費用	20,810	2,368
受託会社報酬	10,000	1,138
その他の報酬	44,239	5,035
費用合計	689,737	78,499
投資純利益	332,525	37,845
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現利益（損失）		
実現純利益（損失）：		
投資対象ファンドへの投資	(434,777)	(49,482)
為替取引	6,115,514	696,007
未実現評価損益の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	3,183,674	362,334
外貨建資産および負債	403,161	45,884
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る純利益	9,267,572	1,054,742
運用による純資産の純増加	9,600,097	1,092,587

財務書類に対する注記を参照。

ABケイマン・トラストーグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）

純資産変動計算書

2016年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純利益	332,525	37,845
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る実現純利益	5,680,737	646,525
投資対象ファンドへの投資ならびに外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	3,586,835	408,218
運用による純資産の純増加	9,600,097	1,092,587
受益者への分配金		
豪ドル建－豪ドルクラス	(1,766,021)	(200,991)
豪ドル建－ブラジルリアルクラス	(711,165)	(80,938)
米ドル建－ブラジルリアルクラス	(1,438,944)	(163,766)
米ドル建－米ドルクラス	(378,029)	(43,023)
受益者への分配金合計	(4,294,159)	(488,718)
受益証券取引		
発行	46,791,949	5,325,392
買戻	(15,758,088)	(1,793,428)
受益証券取引合計	31,033,861	3,531,964
増加合計	36,339,799	4,135,833
純資産		
期首	47,708,746	5,429,732
期末	84,048,545	9,565,565

財務書類に対する注記を参照。

ABケイマン・トラストーグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）

財務書類に対する注記

2016年9月30日現在

1. 組織

ABケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（2013年改訂）に基づき、2010年11月1日に設立されたオープン・エンド型の免税アンブレラ・ユニット・トラスト（2011年8月9日付補遺信託証書による修正に基づく）であり、2011年1月31日に運用を開始した。トラストは、シリーズ・トラストとして、現在3つのポートフォリオである、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）、グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）および日興ABグローバル金融機関ハイブリッド証券ファンドを運用している。当報告書は、グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）のみに関連している。ファンドの登録事務所は、インタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）気付となる、ケイマン諸島、KY1-9005、グランドケイマン、エルジン・アベニュー190に所在する。

ファンドは、修正、変更、再制定または置換されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として登録されており、ケイマン諸島金融庁の規制に従っている。

現在、ファンドは4クラスの受益証券の発行が可能である（注記3）。

－豪ドル建－豪ドルクラス受益証券

－豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券

－米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券

－米ドル建－米ドルクラス受益証券

募集されている受益証券の各通貨は、表示通貨（以下「表示通貨」という。）として認知されている。豪ドル建－豪ドルクラス受益証券および豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券の表示通貨は、豪ドルである。米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券の表示通貨は、米ドルである。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは管理会社／投資運用会社（以下「管理会社／投資運用会社」という。）として従事する。

ファンドは、実質的に資産のすべてを、投資運用会社の関連ファンドであるABケイマン・マスター・トラストーグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）に投資する。投資対象ファンドは、1クラスの受益証券のみを保有している。ファンドの投資目的は（投資対象ファンドに対する投資を通じて）、世界の様々な業種の株式を主要投資対象として分散投資を行い、配当収益の最大化と長期的な値上がり益を追求することにある。ファンドが投資目的を達成することまたは投資リターンを得ることは保証されていない。

管理会社／投資運用会社が受託会社と協議の上、ファンドを事前に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、ファンドは2018年9月30日に終了する。

2. 重要な会計方針の要約

作成基準

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成され、米ドルで表示される。本ファンドは米国G A A Pに基づく投資会社であり、投資会社に適用される会計および報告指針に従っている。

投資の評価

ファンドは、受益証券1口当たり純資産価格に基づいた公正価値で投資対象ファンドへの投資を計上する。2016年9月30日現在、ファンドは投資対象ファンドの発行済受益権総数を保有していた。

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、契約締結日における先渡外国為替レートと期末日におけるその先物レートとの差額で評価される。

現金および現金同等物

ファンドは、当初満期日まで90日未満のすべての流動性の高い投資を現金同等物としてみなしている。

外貨

外貨建投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日現在の米ドルの金額に換算される。外貨建投資有価証券の売買ならびに収益および費用は、各取引日の米ドルの金額に換算される。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用結果の部分を、保有証券の市場価格の変動による変動と区分していない。かかる変動は、損益計算書の投資に係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の純変動に含まれる。

外貨に係る実現純損益の計上額は、外貨の売り、証券取引にかかる取引日と決済日との間の実現為替差損益およびファンドの帳簿に計上された配当金および利息の金額と実際に受領されたまたは支払われた米ドル同等額との差額である。外貨に係る未実現純損益の計上額は、為替レートの変動による投資有価証券および期末日の空売り証券の公正価値の変動以外の資産および負債の公正価値の変動から生じる。

収益認識

証券取引は取引日基準で計上される。受取および支払配当金は配当落日に認識され、受取および支払利息は発生主義で認識される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で決定される。投資に係る実現可能と見込まれるディスカウントおよびプレミアムは、実効金利法を用いて各投資の残存期間にわたり償却される。損益計算書に反映される収益および費用には、投資対象ファンドが稼得した収益または発生した費用の金額は含まれていない。投資対象ファンドによる未分配部分の金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の評価額に含まれている。

収益および費用の配分

ファンドは、計算期間の始めに適用されるクラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格に基づき、各クラスおよびシリーズへ収益および費用を比例配分する。注記5に記載のとおり、各クラスの指定通貨に対する特定のヘッジクラス受益証券を通じて認識された損益は、各クラスへと配分される。

所得税

米国G A A Pの所得税等の不確実性に関する会計処理の要件に従って、マネジメントは、該当する税務期間のファンドの税務ポジションを分析し、ファンドの財務書類において所得税引当金が不要であるとの結論に達した。

ファンドは、ケイマン諸島政府の現行税法に基づき、税金が課されていないが、投資対象ファンドは、投資している国々により課税の対象となる可能性がある。かかる税金は、通常、稼得した収益および／または本国に送金されたキャピタルゲインに基づいている。税金は、稼得した投資純利益、実現純利益および未実現純利益（損失）について課され、未払計上される。

見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務書類の作成では、マネジメントに、財務書類の日付における資産および負債の計上額ならびに偶発資産および負債の開示（該当があれば）、ならびに報告年度における収益および費用の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

補償および保証

ファンドは、通常の業務において、補償または保証を含む契約や合意書を締結している。ファンドに対するこれらの条項の実行をもたらす将来の事象が起こるかもしれない。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来の事象を含むため不明である。

3. 受益証券取引

受益証券の説明

発行を認められる受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。各受益証券は、ファンドの無分割受益権を表しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に対して支払われる金額は、当該クラスのすべての受益証券残高で除された関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額における受益者の持分と等しくなる。クラスのすべての受益証券は、発行の際、買戻しおよび分配に関して同等の権利を付与する。各受益証券は、1受益証券当たり1議決権を含み、その他の各受益証券と同等の権利および権限を有する。

ファンドは、特定の投資家のクラスの要求に応えるため、または市場慣行や一部の管轄における規制に従うために、異なる報酬体系や発行要件を持つ様々なクラスの受益証券を受益者の同意なしで、現在において募集または将来において募集することができる。

管理会社／投資運用会社はその裁量において随時、特定の国または地域に居住または定着している投資家に対する受益証券発行を、一時的に中止したり、無期限に停止したり、また

は制限したりすることができる。管理会社／投資運用会社は、受益者全体および各ファンドの保護に必要な場合には、特定の投資家による受益証券の取得を禁じることもできる。

受益証券の当初発行

受益証券は、当初、豪ドル建－豪ドルクラス受益証券および豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券は1口当たり10豪ドル、米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券は1口当たり10米ドルで募集された。豪ドル建－豪ドルクラス受益証券、豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券、米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ100口および10口である。

受益証券の継続発行

受益証券は、各ファンド取引日において、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格（適用される販売手数料が加算される）で表示通貨により購入することができる。ファンド取引日とは、各ファンド営業日（英国および日本における銀行営業日、ならびにニューヨーク証券取引所の営業日および／または管理会社／投資運用会社が決定するその他の日。以下「ファンド営業日」という。）をいう。

受益証券の買戻し

受益者は、ファンドの管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により取消不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができる。

管理会社／投資運用会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが通常の下で買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が各クラスに関して維持されることを確保するように努めている。ただし、管理会社／投資運用会社は、ファンドが各ファンド取引日において、同日におけるファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合には、ファンドの受益証券を比例按分ベースで償還させることができる。管理会社／投資運用会社による当該権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、（管理会社／投資運用会社が同様の権限を有するのに関連して）翌ファンド取引日およびその後のすべてのファンド取引日に関して行われた請求として取り扱われる。さらに、特定の状況において、受託会社は、管理会社／投資運用会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができる。

分配金

管理会社／投資運用会社は、各月15日（以下「分配基準日」という。）に、毎月分配を宣言する予定である。管理会社／投資運用会社は、(a) 関連するクラスの受益証券に帰属する実現および未実現利益（(i) 配当金収入 (ii) キャピタルゲインおよび (iii) 通貨の運用に帰属する利益を含む）、ならびに (b) 関連するクラスの受益証券に帰属する分配可能な元本から、毎月分配することを宣言し、支払いすることを予定している。

管理会社／投資運用会社は、関連する受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益、

および／または分配可能な元本から分配対象の範囲とするか否か、する場合にはその範囲について決定する。

2016年9月30日に終了した年度における受益証券取引は、以下のとおりである。

	受益証券	金額（米ドル）
	2016年9月30日に 終了した年度	2016年9月30日に 終了した年度
豪ドル建－豪ドルクラス		
受益証券販売	4,160,720	28,885,940
受益証券買戻	(801,070)	(5,647,015)
純増加	3,359,650	23,238,925
豪ドル建－ブラジルリアルクラス		
受益証券販売	1,294,930	7,551,280
受益証券買戻	(77,750)	(431,304)
純増加	1,217,180	7,119,976
米ドル建－ブラジルリアルクラス		
受益証券販売	844,790	4,611,324
受益証券買戻	(268,690)	(1,403,901)
純増加	576,100	3,207,423
米ドル建－米ドルクラス		
受益証券販売	579,900	5,743,405
受益証券買戻	(822,790)	(8,275,868)
純減少	(242,890)	(2,532,463)
受益証券取引合計額：		31,033,861

管理会社／投資運用会社は、みずほ証券株式会社を日本における販売会社（当該任務において、以下「販売会社」という。）として任命した。2016年9月30日現在、1投資家がファンドの純資産の100%を単独で保有していた。販売会社および／またはファンドにおいて重大な保有割合を有する投資家による取引は、他の投資家に影響を与えることがある。

4. 報酬および費用

受託会社報酬

受託会社は、ファンドの受益証券の発行入金から支払われる年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。受託会社はまた、ファンドのために受託会社が支払った臨時的受託会社のサービスに対する報酬および直接の立替費用をファンドの資産から受領する権利を有する。

2016年9月30日に終了した年度において、ファンドでは10,000米ドルの受託会社報酬が発生し、2016年9月30日現在において未払いのものはなかった。

管理会社／投資運用会社報酬

管理会社／投資運用会社は、ファンドの管理会社として提供するサービス（以下「管理会社報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.01%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社／投資運用会社は、ファンドの投資運用会社として提供するサービス（以下「投資運用報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.19%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。受益者は、投資対象ファンドに係る報酬および費用（0.85%の管理会社／投資運用会社報酬を含む）およびその他の運用費用（管理事務代行報酬、受託会社報酬および保管会社報酬を含むが制限されない）を間接的に負担する。

管理会社／投資運用会社はまた、ファンドの資産からファンドのために管理会社／投資運用会社が支払った立替費用および支出の支払いを受ける権利を有する。

2016年9月30日に終了した年度において、ファンドでは117,094米ドルの投資運用報酬および6,163米ドルの管理会社報酬が発生し、うちそれぞれ12,491米ドルおよび657米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払投資運用報酬および未払管理会社報酬に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、516,710米ドルの投資運用報酬および6,151米ドルの管理会社報酬がそれぞれ発生した。

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（以下「管理事務代行会社および名義書換事務代行会社」という。）として活動するためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと管理事務代行契約を締結した。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ファンドに関して提供するファンドの会計・管理事務サービスについて、ファンドの資産から関連する月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされる報酬の支払いを受ける権利を有する。ファンドの会計・管理事務サービスに関する報酬は年間15,000米ドルおよびその他取引手数料である。名義書換事務代行サービスに関する報酬は年間10,000米ドルに追加して受益証券のクラスごとに1,000米ドルの追加料金およびその他取引手数料である。2016年9月30日に終了した年度において、ファンドでは26,242米ドルの管理事務代行報酬および38,806米ドルの名義書換事務代行報酬が発生し、うちそれぞれ8,749米ドルおよび13,005米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、20,536米ドルの管理事務代行報酬および18,347米ドルの名義書換事務代行報酬がそれぞれ発生した。

代行協会員報酬

管理会社／投資運用会社は、アライアンス・バーンスタイン（ルクセンブルグ）エス・エイ・アール・エルの東京支店を日本における代行協会員として任命した。代行協会員は、ファンドの代行協会員として提供するサービス（以下「代行協会員報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.05%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

2016年9月30日に終了した年度において、ファンドでは30,814米ドルの代行協会員報酬が

発生し、うち3,288米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払代行協会員報酬に計上されている。

販売会社報酬

販売会社は、ファンドの販売会社として提供するサービス（以下「販売報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.60%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。その他の販売会社が将来的に任命される可能性がある。

2016年9月30日に終了した年度において、ファンドでは369,771米ドルの販売報酬が発生し、うち122,416米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売報酬に計上されている。

5. デリバティブ金融商品

ファンドは、収益を稼得しリターンを向上させること、当該ポートフォリオおよび受益証券クラスのリスク・プロファイルをヘッジまたは調整すること、より伝統的な直接投資を代用すること、または他のアクセス不能な市場に対するエクスポージャーを得ることを目的としてデリバティブを活用している。

ファンドは、オフバランスシート・リスクを表す可能性があるデリバティブ契約を締結している。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかる投資の評価より大きい場合に存在する。

一部のデリバティブ契約は、取引相手方に対して負うあらゆる純債務に対する遅延損害金の支払い原因になりうる事象である、ファンドの純資産が規定水準まで下落すること、または、ファンドが当該契約におけるその他信用リスクに関する制限条項の充足に違反することに対して、店頭取引デリバティブの取引相手方に担保の要求や期限前にデリバティブ契約を終了することを認めている。

ファンドが活用する主要なデリバティブ取引の種類および手法は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

2016年9月30日に終了した年度において、ファンドは、米ドルに対する各受益証券クラスの指定通貨のエクスポージャーをヘッジするために、以下のとおり先渡外国為替契約を締結した。

- ・豪ドル建－豪ドルクラス：豪ドル建－豪ドルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・豪ドル建－ブラジルリアルクラス：豪ドル建－ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建－ブラジルリアルクラス：米ドル建－ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡

外国為替契約の買いを行う。

・米ドル建—米ドルクラス：先渡外国為替契約は行わない。

先渡外国為替契約は、外貨を将来の日付に合意価格で売買する義務である。

未決済の先渡外国為替契約の評価額の変動は、資産負債計算書の先渡外国為替契約に係る未実現評価損益ならびに損益計算書の外貨建資産および負債に係る未実現評価損益の純変動として計上される。当初契約と契約終了時の差額から生じる損益は、損益計算書の為替取引に係る実現純損益に含まれる。

リスクは、取引相手方が契約条件を満たすことができない可能性や、米ドルに対する外貨の評価額の予想しない動きから生じることがある。額面または契約金額は、米ドル建で特定の通貨契約においてファンドが有するエクスポージャーの合計を反映している。

2016年9月30日現在、ファンドの未決済の先渡外国為替契約は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

	純資産比率 (%)	未実現評価益／(損) (米ドル)
複数の評価益契約	0.79	663,600
複数の評価損契約	(0.35)	(292,243)
先渡外国為替契約合計	0.44	371,357

ファンドは通常、特に、取引相手に対する信用リスクを軽減する目的で、店頭デリバティブ契約の取引相手と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）または類似のマスター・アグリーメント（以下、総称して「マスター・アグリーメント」という。）を締結している。ISDAマスター・アグリーメントには、一般的な債務、表明、担保ならびに債務不履行または終了事由に関する規定が含まれている。ISDAマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは通常、債務不履行または終了事由が生じた場合に、取引相手との間で特定のデリバティブ金融商品の債務および／または債権を、保有する担保および／または差し入れた担保と相殺して、純額で一括清算（クローズアウト・ネットィング）することができる。

様々なマスター・アグリーメントが取引相手との特定の取引条項を規定しており、これには、取引所で取引されるデリバティブ取引、レポおよびリバース・レポ取引および特定の有価証券貸付取引などの取引が含まれる。これらのマスター・アグリーメントは、一般的に、信用保護のメカニズムを特定し、標準化を提供して法律上の確実性を高めることで、かかる取引に伴うカウンターパーティー・リスクを軽減することを目的としている。マスター・アグリーメントに基づくクロス・ターミネーション条項は、一般的に、ファンドと取引相手との間のある取引に関連する債務不履行があった場合に、不履行を起こしていない当事者に、不履行当事者と締結している他のすべての取引を終了して不履行当事者に対する債務／債権を純額で一括清算する権利を与えることを規定するものである。マスター・アグリーメントの取引相手による債務不履行が生じた場合、ファンドの純負債を上回る市場価値を有する不履行当事者が保有する担保の回収が遅れる、もしくは拒否される可能性がある。

ファンドのマスター・アグリーメントには、ファンドの純資産が一定の水準以下に下落した場合（純資産に係る偶発特性）にデリバティブ取引を早期終了する規定が含まれているこ

とがある。これらの水準を割り込んだ場合、ファンドの取引相手は、かかる取引を終了し、ファンドに対して、その終了した取引に関連する清算額の支払いまたは受領を要求する権利を有する。追加の詳細については、下表の取引相手別のネットィング契約を参照のこと。

2016年9月30日に終了した年度において、デリバティブの種類別に分類したファンドのデリバティブ残高は以下のとおりである。

デリバティブの種類	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	資産負債計算書上の勘定科目	公正価値 (米ドル)	資産負債計算書上の勘定科目	公正価値 (米ドル)
外国為替契約	先渡外国為替契約に係る未実現評価益	663,600	先渡外国為替契約に係る未実現評価損	292,243
合計		663,600		292,243

デリバティブの種類	損益計算書上のデリバティブに係る利益(損失)の勘定科目	デリバティブに係る実現利益(損失) (米ドル)	未実現評価益(損)における変動 (米ドル)
外国為替契約	為替取引に係る 実現純利益(損失) ; 外貨建資産および負債の 未実現評価損益の純変動	6,128,099	403,084
合計		6,128,099	403,084

財務報告目的上、ファンドは、ネットィング契約の対象であるデリバティブ資産とデリバティブ負債を資産負債計算書上で相殺していない。

期末日現在に保有するすべてのデリバティブは、ネットィング契約の対象であった。以下の表は、マスター・アグリーメント（以下「MA」という。）に基づいて相殺可能な金額を控除し、さらにファンドが受領した／差し入れた関連する担保を控除した、2016年9月30日現在のファンドの取引相手別のデリバティブ資産および負債を表示している。

取引相手	MAの対象で あるデリバ ティブ資産 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	受領した担保 (米ドル)	デリバティブ 資産純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザー ズ・ハリマン・アン ド・コー	663,600	(35,853)	627,747	0	627,747
合計	663,600	(35,853)	627,747	0	627,747

取引相手	MAの対象で あるデリバ ティブ負債 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	差し入れた 担保 (米ドル)	デリバティブ 負債純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザー ズ・ハリマン・アン ド・コー	35,853	(35,853)	0	0	0
シティバンク、エヌ・ エイ	256,390	0	256,390	0	256,390
合計	292,243	(35,853)	256,390	0	256,390

6. 公正価値の測定

会計基準成文化（以下「ASC」という。）第820号に準拠して、公正価値は、ファンドが測定日における市場参加者間での秩序ある取引における資産の売却に伴って受け取る価格または負債を移転するために支払う価格と定義されている。またASC第820号は、資産または負債の評価に対するインプットの透明性に基づき、公正価値の測定および公正価値の測定に関する3つのレベルの階層に関する枠組みを確立している。インプットは観察可能または観察不能である場合があり、概して、市場参加者が資産または負債の価格設定に利用するであろう仮定を指す。

観察可能なインプットは、市場参加者がファンドから独立した情報源から入手した市場データに基づいて資産または負債の価格設定に利用する仮定を反映する。観察不能なインプットは、市場参加者が状況に照らして入手できる最善の情報に基づいて、算定される資産または負債の価格設定に利用する仮定についてファンド独自の仮定を反映する。各投資は、評価全体に対する重要性を勘案したインプットの観察可能性に基づき、レベル分類されている。

3つの階層のインプットは以下に要約されている。

- ・レベル1－同一の投資に対する活発な市場での相場価格。
- ・レベル2－その他の観察可能で重要なインプット（類似の投資に対する相場価格、金利、期限前償還率、信用リスク等を含む）。
- ・レベル3－観察不能で重要なインプット（投資の公正価値を決定する際のファンド独自の

仮定を含む)。

ファンドは投資対象ファンドの公正価値を決定するために実務上の手段として純資産価額を利用する。管理会社／投資運用会社は、公正価値の反映がなされていないと考えられる場合、報告される純資産価額を調整する権利を有する。投資対象ファンドの投資評価の固有の不確実性により、見積りの価値は当該投資対象ファンド向けの市場が存在していたならば利用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があり、またその差額は重要であるかもしれない。

下表は、2016年9月30日現在におけるファンドの投資評価額を公正価値の階層レベル別に要約したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	(米ドル) 合計
その他の金融商品*：				
資産				
先渡外国為替契約	0	663,600	0	663,600
負債				
先渡外国為替契約	0	(292,243)	0	(292,243)
合計	0	371,357	0	371,357
純資産価額による投資**				83,898,658
投資合計				84,270,015

*その他の金融商品は、先物、先渡およびスワップなどのデリバティブ商品であり、当該商品に係る未実現評価損益で評価されている。

**2015年5月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデートASU第2015-07号（以下「ASU」という。）を公表した。これは、1口当たり純資産価格による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資を公正価値ヒエラルキーの中で区分することを求める要求事項を削除するものである。ASUは2016年12月15日より後に開始する年度および当該年度内の期中期間から適用される。他方で、早期適用が認められている。管理会社／投資運用会社がASUの早期適用を選択したため、公正価値による投資合計83,898,658米ドルは公正価値ヒエラルキーの中で区分されなかった。

2016年9月30日に終了した年度において、レベル1、レベル2またはレベル3の間における有価証券の振替はなかった。

ファンドは、当該金融商品が報告期間期首に振替えられたと想定して、公正価値ヒエラルキーのレベル間におけるすべての振替を認識した。

管理会社／投資運用会社は、ファンドが保有するすべての有価証券の価格決定および評価を監視する責任がある評価委員会（以下「委員会」という。）を設置した。委員会は、管理会社／投資運用会社が策定し、かつ受託会社が承認した価格決定および評価に関する方針および手続（かかる方針および手続を実行するために、日次基準で採択されたメカニズムおよびプロセスに対する価格決定方針も含む）に従い業務を遂行している。特に、価格決定方針には、有価証券およびその他の商品に関する市場相場の決定方法について記載されている。委員会の責任には、以下が含まれる。1）公正価値および流動性の決定（公正価値および流動性の決定に対

する責任を委任された第三者の監督も含む)、および2) 管理会社/投資運用会社の価格決定、評価に関する方針および手続の定期的なモニタリング、ならびに委員会が適切であると判断する場合のかかる方針および手続に関する修正または強化(またはかかる方針および手続に関する修正の提案)。

委員会はまた、管理会社/投資運用会社の価格決定グループ(以下「価格決定グループ」という。)による価格決定方針の実施と、当該価格決定方針に従って一部の価格決定の機能を果たしている第三者をモニタリングする責任がある。価格決定グループは、かかる第三者を日々監督する責任がある。委員会および価格決定グループは、価格の正確性に対して合理的な保証を提供するために以下の様々な活動を行っている。1) 定期的な業者のデュー・デリジェンス会議、業者のメソドロジー/新開発/プロセスに関するレビュー、2) 設定された閾値を超えたすべての有価証券に対して日々行う評価の前日比較、および3) 上級管理職および委員会による、値がつかない/ステール/差異に関する報告書(例外事項を含む)の日々のレビュー。

さらに、価格決定プロセス以外にも、評価上の問題を監視するために利用されている以下の様々なプロセスがある。1) パフォーマンスおよびパフォーマンス帰属報告書は、ベンチマークのパフォーマンスに基づき異常な影響がないか監視されている、および2) ポートフォリオ・マネージャーは(管理会社/投資運用会社の価格を用いて算出された)すべてのポートフォリオのパフォーマンスおよび分析のレビューを行う。

ファンドの投資対象ファンドへの投資は純資産の5%を超えており、ファンドは日次基準で投資対象ファンドから買戻すことができる。2016年9月30日現在、投資対象ファンドには買戻しについての制限はなかった。さらに、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて、ファンドの純資産の5%を超えたいかなる有価証券も保有していなかった。投資対象ファンドの投資目的は、世界の様々な業種の株式を主要投資対象として分散投資を行い、配当収益の最大化と長期的な値上がり益を追求することにある。

7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2016年9月30日に終了した年度におけるファンドの財務パフォーマンスを表している。

1口当たりの運用パフォーマンスおよび比率は、それぞれ2016年9月30日に終了した年度における平均受益証券総数および平均純資産に基づき計算される。

受益者のパフォーマンスは、受益証券取引のタイミングや各受益証券クラスの指定通貨に対する固有の通貨管理に基づき変化する可能性がある。トータル・リターンは、期中における受益証券1口当たり純資産価格（分配金の再投資を含む）の変動に基づき計算される。投資リターン合計は、表示通貨の純資産価額に基づいている。

平均純資産に対する運用費用の比率には、投資対象ファンドのいかなる費用も含まれていない。

	豪ドル建－豪ドルクラス
	2016年9月30日に終了した年度
期首純資産価額（米ドル）	6.68
投資運用による収益	
投資純利益	0.04
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.92
運用による純資産価額の純増加	0.96
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.46)
期末純資産価額（米ドル）	7.18
トータル・リターン	
純資産価額に基づく投資リターン合計	5.30% *
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	40,357
平均純資産に占める割合：	
費用	1.12%
投資純利益	0.54%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは14.87%である。

豪ドル建—
ブラジルリアルクラス

2016年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	5.21
投資運用による収益	
投資純利益	0.03
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	1.86
運用による純資産価額の純増加	1.89
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.95)
期末純資産価額（米ドル）	6.15
トータル・リターン	
純資産価額に基づく投資リターン合計	28.48% *
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	9,667
平均純資産に占める割合：	
費用	1.11%
投資純利益	0.50%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは40.14%である。

米ドル建—
ブラジルリアルクラス

2016年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	4.88
投資運用による収益	
投資純利益	0.03
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	1.78
運用による純資産価額の純増加	1.81
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.78)
期末純資産価額（米ドル）	5.91
トータル・リターン	
純資産価額に基づく投資リターン合計	40.51%
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	12,732
平均純資産に占める割合：	
費用	1.12%
投資純利益	0.52%

米ドル建—
米ドルクラス

	2016年9月30日に終了した年度
期首純資産価額（米ドル）	9.75
投資運用による収益	
投資純利益	0.05
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.42
運用による純資産価額の純増加	0.47
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.18)
期末純資産価額（米ドル）	10.04
トータル・リターン	
純資産価額に基づく投資リターン合計	4.88%
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	21,292
平均純資産に占める割合：	
費用	1.13%
投資純利益	0.55%

8. ファンドの投資上のリスク

為替リスク

投資対象ファンドの裏付けとなる投資は、ファンドの表示通貨とは異なる1つの、または複数の通貨建てとなっていることがある。このことは、裏付けとなる投資の為替変動が、ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあることを意味する。投資対象ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされることにより、当該通貨の価値が1つの、または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負う。通貨価値に影響を及ぼし得る要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれる。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建て資産の比率については制限されない。

カントリー・リスク

投資対象ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資する。各国の経済は、国内総生産または国民総生産の成長、インフレ率、資本金の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点に関し、互いに有利にもまたは不利にも異なることがある。一般的な発行体は、インサイダー取引規制、市場操作に関する制限、受益者の権利行使に関する要件および情報の適時開示等の事項につき、様々な水準の規則の適用を受ける。発行体の報告、会計および監査基準は、重要な点について国ごとに著しく異なることがあり、また証券の投資家またはその他の資産への投資家に対し、国ごとに情報の提供が十分になされないことがある。このような国の経済は、国有化、収用・没収に係る課税、通貨ブロック、政治的変革、政府規制、政治的・社会的不安定さまたは外交上の展開により、悪影響を受ける

ことがあり、またファンドの投資対象資産も悪影響を受けることがある。収用、国有化またはその他の没収の場合、ファンドは該当する国への投資全体を失うことがある。さらに、事業団体、破産および債務超過について定める国々の法律により、投資対象ファンドのような証券保有者に対する保護が限定されることがある。

投資対象ファンドは、様々な市場で多くの異なるブローカーおよびディーラーと投資対象ファンドの証券を取引することができる。ブローカーまたはディーラーの倒産の結果として、当該ブローカーまたはディーラーに適用される規制によって当該ブローカーまたはディーラーに預託されている投資対象ファンド資産が全額損失することがある。さらに、特定の国々の売買委託手数料が他の国々より高かったり、特定の国々の証券市場が他の国々と比べ、流動性が低く、より不安定であったり、また政府による監督規制が必ずしも厳格でなかったりする。

また多くの国々の証券市場は、比較的小規模であり、そのような市場においては、時価総額および取引高の大部分が、少数の産業を代表する限定された数の企業に集中する。その結果として、こうした国の企業の株式に投資しているファンドは、相対的に大きな証券市場を有する国々の企業の株式のみに投資しているファンドに比べ、より大きな値動きおよび著しい流動性の低下を経験することがある。かかる小さな市場では、市場全体に影響を及ぼす不利益な事由により、また大量の証券を取引する大口投資家により、さらに大きな影響を受けることがある。また証券決済に関して、遅延やオペレーション上の不確実性にさらされる場合もある。

国によっては、外国人が投資を行う前提として政府の承認を要していたり、外国人による投資を発行体の発行済証券の特定の比率のみに限定していたり、または国民が買付ける場合に提供される企業の証券よりも不利となり得る条件（かかる条件には価格を含む）が付されている証券の特定の種類のみに外国人による投資を限定していたりする場合がある。かかる制限または規制は、場合によっては、特定の証券に対する投資を制限しまたは妨げることがあり、投資対象ファンドの経費および費用を増加させることがある。さらに、投資収益、投資元本または証券の売却代金をある国から本国に送金することは、一部の国において規制されており、事前に政府に対して一定の届出を行うことまたは一定の認可を得ることが必要となる場合がある。国によっては、国際収支が悪化した場合には、かかる国が海外からの元金の送金を一時的に制限することがある。また、投資上のその他の制限の適用による場合に加えて、投資対象ファンドは、送金のために必要な政府の承認が遅れることまたは拒否されることにより、悪影響を受ける場合がある。局地的な市場に対する投資については、投資対象ファンドは追加費用の負担を伴うことがある特別な手続を採用することが要求されることがある。かかる要因は、ある国に対する投資対象ファンドの投資の流動性に影響を及ぼすことがあるため、管理会社／投資運用会社は、当該要因が投資対象ファンドの投資に及ぼす影響を監視している。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを活用することができる。デリバティブは、その価値が裏付けとなる資産、基準金利または指数の値により決まる、またはそこから生じる金融契約である。管理会社／投資運用会社は、場合によっては、他のリスクを軽減する戦略の一環としてデリ

バティブを活用することがある。ただし、概して、ファンドは、収益を得ること、通貨エクスポージャーをヘッジすること、利回りを向上させることおよびポートフォリオの分散を図ることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用することがある。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定や評価が困難であるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない可能性があるリスクを伴う。

クラス間債務に係るリスク

ファンドは、特定の受益証券クラスについて、ファンドの基準通貨に対して関連する表示通貨へのエクスポージャーを軽減するために、先渡為替予約等の通貨デリバティブ取引を行うことができる。ファンドは、通常、先渡為替予約が締結される特定の受益証券クラスに償還を限定することに同意した取引相手との間でのみ先渡為替予約を締結するが、ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離されないことから、特定の受益証券クラスについての特定の指定通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在する。かかる場合には、ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがある。

市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの動きだけでなく投資ポジションの価格の変動などの市場の変化により、投資ポジションの価値が変化する可能性である。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引される市場の変動性および流動性により直接影響を受ける。投資対象ファンドは、エクスポージャーの分散、持ち高における制限の設定、関連する証券またはデリバティブ金融商品のヘッジなどを通じて、様々な方法で市場リスクを管理するよう努めている。市場リスクの管理能力は、投資ポジションおよびかかる投資ポジションをヘッジするために利用された商品との間の流動性、関連価格、変動性および相関関係の変化により制約される可能性がある。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が契約義務を履行できなくなる、または担保価値が適切でなくなるリスクである。ファンドおよび投資対象ファンドは、取引相手方の信用エクスポージャーや信用価値をモニタリングすることにより、信用リスクを最小限に抑えるよう努めている。

オフバランスシート・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、オフバランスシート・リスクを示す可能性のある投資取引の契約を締結することができる。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映された当該投資の価値より大きい場合に存在する。オフバランスシート・リスクは、一般的にデリバティブ金融商品の活用から発生する。

9. 後発事象

マネジメントは、財務書類の発行準備が整った日である2016年12月22日までのファンドの財務書類における後発事象の存在の可能性を評価した。

2016年10月1日から2016年12月22日までの間、ファンドは受益証券発行に関して19,028,414米ドルを受領し、受益証券買戻に関して7,102,790米ドルを支払い、総額1,720,239米ドルの分配金を支払った。

③ 投資有価証券明細表等

ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資しています。「資産負債計算書」をご参照ください。

IV. お知らせ

- 該当事項はありません。